

令和5年度実地指導結果
サービス種別：共同生活援助

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
株式会社 アルファ	南国市	グループ ホームピ ナス	R5.6.29	火災が発生した際の利用者への支援方法について、個別支援計画に記載していないことが認められた。 火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る個別支援計画に記載すること。	改善済	
				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していないことが認められた。 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかること。	改善済	
				虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催していないことが認められた。 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかること。	改善済	
特定非営利 活動法人 うーたん	南国市	共同生活援助 えみふる	R5.7.5	個別支援計画について、作成日及び利用者への説明、同意の日がサービス提供開始後の日付である事例（個別支援計画が作成されていない期間がある事例）が認められた。 作成された個別支援計画に基づき指定障害福祉サービスを適切に提供する必要があることから、指定障害福祉サービス利用開始前に、サービス管理責任者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。	改善済	
特定非営利 活動法人高 知ダルク	香美市	GHちゃめ	R5.7.13	サービス管理責任者が未配置の期間に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」による共同生活援助に係る個別支援計画（以下「指定共同生活援助計画」という。）が作成されていないことが認められた。 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させること。	改善済	
				サービス管理責任者が未配置の期間中に作成した個別支援計画は、指定共同生活援助計画とは認められないことから、サービス管理責任者未配置減算との複数の減算事由に該当する場合の取扱いに留意のうえ「個別支援計画未作成減算」を適用し、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
社会福祉法人 あゆみ福祉 社会	四万十市	あゆみ生活 ホーム	R5.10.6	なし		
社会福祉法人 高知県知的障 害者育成会	香美市	ライフサポ ート「かがみ の」	R6.1.24	なし		
社会福祉法人 高知県知的障 害者育成会	香美市	ライフサポ ート「山田」	R6.1.24	なし		